



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

本当に「お得」なの？

～「お得な」ネットの光回線契約？～

【事例】

大手通信会社を名乗る人が突然自宅を訪ねてきて「快適にインターネットができるので、ぜひ光回線にしませんか。今ならとてもお得ですよ」と勧誘された。

CMなどでよく見る会社名だったので、何の疑いもなく契約をした。「現在契約中のサービスの違約金についてはこちらで負担します」とも言われた。

しかし、詳しい料金やサービス内容の説明も受けておらず、何がどの程度お得なのか分からない。工事日程も決まっていないし、契約も成立していないようなので、このまま放置しておいてもいいのだろうか。

【ひとことアドバイス】

- ◆代理店や取次店が大手通信会社と紛らわしい会社名を名乗り、誤解させて勧誘する場合があります。会社名や連絡先をしっかりと確認しましょう。
- ◆「お得」と言われたときも、具体的な料金を尋ね、実際にいくら安くなるのか、詳しい説明を受けましょう。
- ◆二重契約になるケースもあるので、新たに契約した場合はこれまでの契約が解約できているか必ず確認しましょう。
- ◆訪問販売、電話勧誘販売のいずれであっても、通信事業サービスにはクーリングオフは適用されません。その場で承諾せず、本当に必要な契約か慎重に検討しましょう。

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）

TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!